

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 2 7 年 9 月 1 1 日 (金 曜 日)	開 議 午 前 1 0 時 0 0 分 閉 議 午 前 1 1 時 3 2 分	
出 席 委 員	堤 藤 本 小 松 福 井 湊 石 野 田 中 < 齊 藤 副 議 長 > (委 員 外 議 員) 菱 田		
執 行 機 関 出 席 者			
事 務 局 出 席 者	藤 村 局 長、山 内 次 長、船 越 総 務 係 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、三 宅 主 任、池 永 主 任		
傍 聴	可	市 民 1 名	報 道 関 係 者 名 議 員 名 ()

会 議 の 概 要

〔 堤 委 員 長 開 議 〕

- 1 議 会 の 活 性 化 に つ い て
(1) 詳 細 の 検 討 に つ い て

〔 事 務 局 長 概 要 説 明 〕
〔 議 事 調 査 係 長 詳 細 説 明 〕

【 検 討 項 目 7 代 表 質 問 の 毎 定 例 会 実 施 】

< 田 中 委 員 >

亀 岡 市 議 会 は 会 派 を 結 成 し 運 用 し て い る の で 代 表 質 問 を 行 う こ と と し た い 。 実 施 す る か し な い か は 各 会 派 で 選 択 す れ ば よ い 。

< 石 野 委 員 >

代 表 質 問 は 現 行 通 り 3 月 定 例 会 の み 実 施 す る こ と で よ い 。

< 湊 委 員 >

前 期 で の 検 討 の 経 過 と し て は、府 下 の 他 市 に お い て の 代 表 質 問 実 施 状 況 を 考 慮 す る 中 で、代 表 質 問 と 個 人 質 問 の 棲 み 分 け が で き て い な か っ た こ と を 踏 ま え て 議 論 し た。そ の 結 果、本 市 議 会 で は 代 表 質 問 を 年 1 回 の み 実 施 す る こ と と し た。代 表 質 問 は こ の ま ま 年 1 回 実 施 す る こ と で よ い と 考 え る 。

< 藤 本 副 委 員 長 >

市 長 が 施 政 方 針 を 示 す 3 月 定 例 会 の み 代 表 質 問 を 行 う こ と で よ い 。

< 堤 委 員 長 >

菱 田 委 員 外 議 員 の 意 見 を 求 め る 。

< 菱 田 議 員 >

現 状 の と お り で よ い 。

< 田 中 委 員 >

現 状 の 実 施 方 法 が 多 数 の 意 見 で あ れ ば 仕 方 が な い と 考 え る。引 き 続 き 機 会 を み て 要 望 し た い 。

< 堤 委 員 長 >

3 月 定 例 会 で 代 表 質 問 を 実 施 し、6 月、9 月、1 2 月 定 例 会 は 個 人 質 問 と い う 現 状 の 方 法 を 継 続 し て い く 。

全員了

[検討項目 7「結果」 実施しない]

【検討項目 8 予算・決算の審査方法の見直し】

< 湊委員 >

予算審査をした委員が決算審査も実施できるようにしたい。隔年実施としたいが4年の任期内のことであるので工夫する必要がある。もしくは現状維持とするかで考えたい。

< 藤本副委員長 >

四日市市議会の手法を参考としたい。予算、決算を全員で審査する常任委員会として実施したい。

< 菱田議員 >

現在、本市議会で決算審査を行っている手法により全員で議案審査する予算・決算の常任委員会を実施したい。従って3常任委員会は分科会として審査を行う。

< 藤本副委員長 >

来期から常任委員会として実施してはどうか。

< 福井委員 >

常任委員会で審査実施するとなると、3月、9月以外の補正予算審査はどうなるのか。もう少し説明いただきたい。

< 菱田議員 >

当初予算案として提出された議案を分科会で審査した委員が、年度途中で補正予算案等を審査できることとしたい。

< 福井委員 >

常任委員会の所管としては狭まるのではないかと。補正予算は3常任委員会で審査しなくなるのか。

< 菱田議員 >

常任委員会に付託される議案の数は減る。

< 田中委員 >

予算・決算特別委員会を分科会方式で審査する方が分かりやすいと思う。

< 藤本副委員長 >

予算・決算特別委員会をその都度設置するのではなく、常任委員会として審査することとしたい。

< 福井委員 >

予算常任委員会として実施すると補正予算も審査することになり、予算常任委員長の権限が強くなりすぎるのではないかと。この点の議論を省いて移行することはできない。従来の3常任委員会の議決事項を減らすことになってしまう。

< 藤本副委員長 >

補正予算は現状通り審査を実施する。

< 菱田議員 >

湊委員は資料の別紙 2に記載されている、「予算方式に統一」する方法がよいとされている。私と藤本副委員長は「決算方式に統一」する方法がよいとしている。四日市市議会の審査方法について事務局に説明いただきたい。

< 事務局長 >

四日市市議会では、予算・決算常任委員会を設置し、議案を全員で審査されている。審査方法としては分科会で審査し、最後は全体会で議決している。亀岡市議会の前期での議論は、議案を分割付託するのは違法であるという行政実例が出されていることを踏まえてのことであった。現在も、補正予算は各常任委員会に分割付託している。全議員で構成する委員会を立ち上げた場合、特別委員会であっても常任委員会であっても審査は分科会で行い、最終的には全体会で議決することとなる。

< 福井委員 >

審査自体は予算や決算委員会の分科会となり、従来の3常任委員会の分科会ではない。3常任委員会としての位置付けは下がるのではないか。それを踏まえて実施するのであればよいと思う。その点が不明確である。

< 堤委員長 >

提案いただいているように審査方法を変えたとしてもその必要性が不明確。四日市市議会の方法であっても、亀岡市議会の方法と大きくは変わらない。

< 田中委員 >

実施方法を変えてどうなるのか。目的の意思統一が必要。もう少し検討をしたい。急ぐ必要はない。

< 藤本副委員長 >

決算審査をした委員が予算も審査するようにしたい。

< 堤委員長 >

決算特別委員会では、効率的に審査を行うため分科会で審査している。議会運営委員会で一定の結論を出したとしても、全議員で合意していかなければならないこと等も踏まえて議論する必要がある。検討を継続したい。

< 藤本副委員長 >

本市議会の現行の当初予算審査は半数の議員が審査しており、残りの半数の議員は審査しないのか事務局に確認したい。

< 事務局長 >

予算審査は全議員では審査しない。全議員の半数のみで審査、採決をしている。

< 福井委員 >

この項目を検討する際に、優先順位があると思う。一番は委員全員が審査すること。次に特別委員会なのか常任委員会なのか。そこを整理してから検討したい。

< 堤委員長 >

検討を継続としていきたい。各委員で意見をまとめておいていただきたい。

[検討項目 8「結果」 検討]

【検討項目 9 通年議会の実施】

< 藤本副委員長 >

メリット、デメリットを考慮し検討したい。

< 菱田議員 >

一事不再議の原則から一年間通して議会を開催することはできない。必要に応じていつでも本会議が開ける状態とするため通年議会としていきたい。市長の専決を回避し議会としての意見を反映させるよう取り組んでいきたい。最終的には結果は変わらないかもしれないが、常に活動できる議会にしていきたい。

< 石野委員 >

検討を重ねて実施できるようにしたい。

< 田中委員 >

通年議会には概ね賛成であるが、詳細については会派内で結論が出ていない。

< 湊委員 >

前向きに検討したいが、各定例会のメリハリはつけたい。臨時で本会議を開催する際に、議員自身が遠方に行っている場合等の対応を憂慮する。

< 堤委員長 >

個人的にはよいと考える。市民には休みなく議会が開かれているということをアピールできるが、実際に市民が議会に行っても議員がいるということではない。臨時議会を開いて対応できている現状も踏まえる必要がある。また、議員、理事者の出席等について調整が必要となると考える。

< 藤本副委員長 >

一般市民にとっては会期が少ないのに高い報酬をもらっている批判があるのも事実。議員活動は365日行っている。理事者との調整については、京都府、京都市の状況を聞きたい。検討を継続したい。

< 菱田議員 >

例えば9月定例会が終われば12月まで議会は開催しないが、継続審査の手続きを経ないと委員会等の活動が行えない。通年議会のメリットとしては、手続きをしないで審査等の活動ができること。

< 小松委員 >

加賀市では通年議会の導入を検討したが実施できなかったと聞いた。その理由が知りたい。

< 堤委員長 >

通年議会の目的の意思統一を全議員で行わないとまとめられない。各会派で十分検討いただきたい。検討を継続したい。

[検討項目 9「結果」 検討]

【検討項目 10 政治倫理条例の見直し】

< 藤本副委員長 >

自治会の役職を持つと市の請負の当事者となる場合がある。議員の兼業についても、どういったことが禁止対象になるのか、保護司や消防関係等の場合に報酬があるのか等も確認したい。政治倫理条例の内容を明確に分かりやすく整理していきたい。今すぐにどの条文をどう変えるかというものではない。

< 堤委員長 >

議員の兼業について、どういった場合が禁止の対象になるのかを明確に出して議論したい。

< 石野委員 >

兼業禁止となるケースを聞きたい。

< 田中委員 >

政治倫理条例の第4条、第5条で具体的な事例を出してどこが悪いのかを検討したい。

< 湊委員 >

具体的な事例を出してどこが悪いのかを検討したい。

[検討項目 10「結果」 検討]

【検討項目 11 大学との政策連携】

< 藤本副委員長 >

大学と連携協定を結び、教授等に常任委員会に入ってもらいたい。定数、報酬等の議論も客観的に意見を聞くために実施したい。

< 福井委員 >

概ね賛成する。どこの大学と連携するのがよいのか、どういう形式で協定を結ぶのか等を考えていきたい。

< 田中委員 >

参考人制度を活用すればよい。必要である時だけ大学に協力を求めたらよい。一律に議会として協定を結ぶ必要はない。

< 湊委員 >

参考人制度を活用すればよい。議員としての経験がない人に議会内部のことを助言いただく必要はない。政策等については政治活動をまったく行っていない方と連携すればよい。

< 菱田議員 >

学生を議会モニターとして参加いただくこともあわせて検討すればよい。

< 藤本副委員長 >

政策連携だけでなく、学生の議会モニター制度などについての連携も検討すればよい。

< 休憩 11:05 ~ 11:15 >

< 福井委員 >

きっちりときまった協定を大学と結ぶのではなく、簡素な協定を結び相談できる体制づくりができればよい。

< 藤本副委員長 >

ゆるやかな協定を結んで積極的に活用していけばよい。

< 堤委員長 >

何か参考としたいことがあれば連携ができるような体制であればよいのか。

< 藤本副委員長 >

そのとおり。

< 事務局長 >

連携協定を結ぶとなると協定書が必要となる。内容としては、研修の講師や政策提案の際に意見を求めることや調査のサポート等が考えられる。連携であれば双方向のメリットが必要となり、市議会としては大学に対して何かできることをしなければならない。一方的なものとするのであれば、アドバイザーやサポーターということになる。これを含めてご検討いただきたい。

< 藤本副委員長 >

アドバイザーやサポーターという関わりを持つこととしておいて、一方で学生にも参加してもらえるように議論を継続してはどうか。

< 福井委員 >

広報広聴会議の立場からであると、学生とわがまちトークができたらよいと考えた

場合、大学と協定があれば実施しやすいと考えている。議会活性化を検討するときなどにも一緒に協議できればよいと考える。

<藤本副委員長>

亀岡市の執行機関は大学と連携しているのか。

<事務局長>

亀岡市は京都学園大学と連携・協力に関する協定を結んでいる。市職員が学生に講義を行う内容等も含んでいる。亀岡カーボンマイナスプロジェクトであれば龍谷大学等と連携している。最近では市議会が大学と連携する事例が増えている。

<堤委員長>

具体的にこういう形であれば連携できるということを整理したい。検討を継続する。

[検討項目 11「結果」 検討]

2 本会議及び特別委員会の欠席について（平成27年9月定例会）

[事務局長 説明]

明田昭議員から9月14日から17日までの本会議と9月28日から30日までの決算特別委員会の欠席届が出ている。

3 その他

（1）次回の日程について（議会の活性化についての検討）

[事務局長 説明]

<堤委員長>

今回は10月13日（火）午前10時から開催したい。

全員了

（2）9月定例会の日程（次週）について

[事務局長 説明]

散会 11:32